



特定社会保険労務士 原 敏昭

# 原労務管理事務所便り

連絡先：〒133-0055 東京都江戸川区西篠崎2-7-3 2  
TEL 03-3679-6713 FAX 03-3679-6719  
E-mail: [harasr@agate.plala.or.jp](mailto:harasr@agate.plala.or.jp)  
URL: <http://www.harasr.com/>

## がんの治療費が高額化の傾向に

### ◆「分子標的薬」とは？

がんの治療費が高額化しているようです。医療技術の高度化に伴い、ここ数年増え始めた「分子標的薬（抗がん剤）」は、分子生物学を駆使して開発された薬であり、2000年代に登場した当初は、がん細胞だけを攻撃し副作用がない「夢の薬」などと呼ばれました。

その後、一部の薬で副作用事故が起き、期待感は薄れましたが、今や医療現場で普通に使われています。しかし、1錠や注射1回あたり何千円～何万円もするものが相次いでおり、1カ月当たりの薬代が100万円を越すケースもあります。

医療費負担が重くなったとき、どのような対応策があるのでしょうか。

### ◆高額療養費制度の活用

公的医療保険には、患者負担の上限を定めている「高額療養費制度」があります。これによって一般的な所得の人であれば、1カ月に支払う負担額は8万円程度に抑えられ、医療費が継続してかか

る場合は、上限が4万4,000円まで下がります。なお、申請すれば、上限額を超えて支払った分は3カ月ほど後に還付されます。

このような制度があっても、「収入が少ないから払えない」「3割負担を工面することができない」といった相談が増えているようです。

こんな場合、特に入院の場合は、入院前に自分が加入している健康保険や国民健康保険の窓口で「限度額認定証」を発行してもらい、それを病院に提出することにより、医療費が高額になった場合でも3割分すべてを払う必要はなく、定められた上限額の支払いだけで済みます。

### ◆その他の制度の活用

その他、患者負担金を支払う余裕がない人のために無利子でお金を貸してくれる制度の活用、抗がん剤治療を受けた月に5～6万円を最大60カ月給付する民間の保険商品への加入、分割払いに対応してくれる病院の利用なども考えられます。

### ◆高額療養費制度

景気低迷や非正規社員増加などで収入が減り、医療費も上昇しているため、現在の

高額療養費制度の上限額が高いという声も強まっています。

このような状況を踏まえ、厚生労働省では、一部患者の負担上限額を引き下げること検討していますが、財源確保のためには健康保険料や税金が今まで以上に必要になり、また、少しでも財源を確保するため、高所得者の上限を引き上げることも併せて検討されているようです。

医療費については、誰がどの程度負担するのか。公的医療保険はどこまで保障すべきか、根本的な議論が必要な状況にあるようです。

## 年内に行っておくべき確定申告対策

### ◆年内にしておくべきことは？

確定申告をすることによって払い過ぎた税金が戻るなど、税金を安くできる場合があります。

病気やケガで多額の医療費を支払った場合の「医療費控除」、住宅ローンを利用して住宅を取得・増改築した場合の「住宅ローン控除」、株

式取引の損益計算など。

いずれも申告による節税対策の代表格ですが、来年の確定申告に間に合わせるためには、年内に済ませておくべきことがあります。

### ◆家計の節税ポイント

確定申告での節税手法には「所得控除」と「税額控除」があり、主に金融関連での手法として「損益通算」と「繰越し控除」があります。

ここで注意すべきは、確定申告の対象は前年の1～12月の所得であり、年内にお金の支払いや手続きを済ませておかないと各種の控除を利用できないことです。

### ◆ポイント（1）所得控除

所得控除は課税対象となる所得金額を計算する際に、一定の金額を「所得」から差し引く制度です。所得控除の代表的なものが「医療費控除」です。1年間に実際に支払った医療費が原則10万円を超えた場合に対象となるため、合計の医療費が10万円超まであと少しならば、費用の嵩む治療・支払いを年内に済ませます。

また、国民年金など「社会保険料の前納制度」を活用するのも1つの方法です。国民年金保険料や国民健康保険料などは来年3月分までならばまとめて前納でき、控除

額を増やせます。ただ、前納は翌年に支払う保険料の先払いであり、翌年も引き続いて前納しなければ、その分翌年の控除額が減るので注意が必要です。

### ◆ポイント（2）税額控除

税額控除は「税額」から直接、一定額を差し引きます。代表格は「住宅ローン控除」や「住宅特定改修特別税額控除」です。

住宅ローンを組んで家を新築・取得・増改築したり、ローンや自己資金で省エネ改修、バリアフリー改修をしたりした場合について控除を受けられますが、いずれの場合も必ず年内に住み始めることが必要です。住み始めた時点で地域の自治体に必ず住民登録します。

### ◆ポイント（3）損益通算と繰越し控除

ここで「損益通算」とは、金融関連の損失を同じ金融関連の所得から差し引く仕組みで、「繰越し控除」とは、それでも引き切れない損失

が残る場合に翌年以降にそれを繰り越す制度です。

上場株式や公募株式投信は現在、売却益が出るとその10%が課税されますが、他の株式などで売却損が出れば、売却益をその売却損と相殺（損益通算）できます。なお、

残った損失は2011年以降3年間にわたり繰越し控除できます。

また、配当金や分配金についても、申告分離課税を選択して確定申告すれば、上場株式などの売却損と損益通算できます。

損益通算による節税効果を最大限に発揮するためには、含み損を抱えた分を実際に売って損失を確定することがポイントです。

この他、上場株式のみなし取得費の特例については、売却損と売却益の計算が有利になる可能性のある特例が年内で終了します。来年売却するよりも税制面で有利と判断されるのであれば、年内に売却します。またゴルフ会員権の売却による損失計上も、年内に行えば節税対策となります。

## 当事務所よりひとこと

今年も一年間ありがとうございました。来年も労務管理についてはお気軽にご相談下さい。また当事務所職員の原智子が本年社会保険労務士試験に合格、12月1日付けで社会保険労務士として登録しました。我々一同皆様の労務管理に役立つよう努力してまいりますので今後ともどうかよろしくお願ひ致します。

